

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		倭町小江戸ひろば特別の設備の設置等の承認
根拠法令等及び条項		栃木市倭町小江戸ひろば条例第9条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市倭町小江戸ひろば条例第9条
	参考事項	栃木市倭町小江戸ひろば条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市倭町小江戸ひろば条例抜粋 (特別の設備の設置等)</p> <p>第9条 施設の利用承認を受けた者は、当該施設の利用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して利用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p>	